

【募集要項】前橋市放課後児童クラブ運営者の公募について

公設の児童クラブとして整備された下記1(1)の児童クラブについては、設立以来、地域の代表者等で構成される地域運営委員会が運営に当たってきましたが、より良い児童クラブ運営のため、運営者を新たな民間の法人に交替することを目的として、令和4年度からの運営者（受託希望法人）を公募します。あわせて令和4年度開設に向け、今年度整備予定の下記1(2)の児童クラブについてもその運営者を募集します。応募を希望する法人は、記載事項に基づき申請に必要な書類を添付の上、申込みしてください。

1 運営者を公募する児童クラブ

(1) 地域運営委員会から運営承継する児童クラブ

- ア 前橋市広瀬学童クラブ
- イ 前橋市荒子小学校児童クラブ
- ウ 前橋市桃瀬児童クラブ
- エ 前橋市ももかわ児童クラブ
- オ 前橋市あらまき児童クラブ
- カ 前橋市きよさと児童クラブ
- キ 前橋市あまがわ児童クラブ
- ク 前橋市わかみや児童クラブ
- ケ 前橋市かいがや児童クラブ
- コ 前橋市なかがわ児童クラブ
- サ 前橋市あらまき第二児童クラブ

(2) 令和4年度新設の児童クラブ

※令和3年度中に整備が完了する見込みですが、工事の進捗により開所が遅れる場合もあります。

- ア 岩神児童クラブ（仮称）※岩神小校舎内に設置予定の公設児童クラブです。
- イ 芳賀児童クラブ（仮称）※芳賀小校舎内に設置予定の公設児童クラブです。

2 事業概要

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や学校の長期休業日等に家庭に代わり児童の育成・指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う児童クラブの運営を行うものです。

3 委託目的

民間の持つ知識や人材を活用し多様なニーズに対応した放課後児童健全育成事業を実施することを目的として上記児童クラブの運営業務を委託します。

4 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
1年ごとの契約を基本とし、更新も可能とします。

5 業務内容

委託業務内容は「運營業務仕様書」のとおり。

6 業務委託料

「子ども・子育て支援交付金（内閣総理大臣通知）」に準じて算出した金額とします。

7 選考方法

一次審査（書類選考）及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行い、二次審査に合格した法人から、最終調整でクラブ毎の委託先を決定します。

《各選考の概要》

一次審査： 提出書類に不備及び不足がないか、応募資格要件を充足しているか等を書類に基づき子育て施設課が確認します。

二次審査： 応募いただいた法人によるプレゼンテーション（15分程度）の後、審査員がヒアリング（20分程度）を行います。その後、審査員は放課後児童クラブ運営指針（厚労省）及び市基準条例に照らし、各団体の運営能力及び実績等について、提出していただいた「放課後児童クラブ運営状況調書」の各項目に対応した審査基準に基づき、採点方式による審査をします。

◆審査員3名（※1）×最高330点＝合計990点

最終的な合否判定は、採点結果に基づき、子育て施設課が審査員と協議した上で判定を行います。

【合否判定基準】合計得点がおおむね650点（基準点（※2））以上であること

（※1）審査員は市所管部局、児童育成関係及び学校関係代表の計3名

（※2）基準点は得点分布により調整する場合があります。

最終調整： 二次審査を合格した法人に対して、子育て施設課が面談を実施します。団体の引受意向や地域性等を勘案しながら具体的な委託先を協議の上、決定するものです。

8 応募資格要件

応募する法人は、次の要件を満たす業者とする。

- (1) 前橋市内に事務所（事業所）を有すること。（令和3年度末までに開設する予定のものを含む。）
- (2) 社会福祉法人、学校法人又は令和3年4月1日時点で放課後児童健全育成事業を実施している一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は特定非営利活動法人（子どもの健全育成を図ることを目的とした活動を行う団体）であること。
- (3) 児童クラブを運営するための資金計画や事業計画が確実であり、受託事業を継続して行うことが確実に見込まれること。
- (4) 本市の児童福祉行政を理解し、運営において積極的に協力できる法人であること。
- (5) 令和4年4月1日からの運営開始が可能であること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でないこと。

9 提出書類

応募する法人は次の書類を提出すること。

- (1) 前橋市放課後児童クラブ運營業務応募申込書（様式第1号）

- (2) 放課後児童クラブ運営状況調書（様式第2号）
 - (3) 法人登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行したもの）
 - (4) 法人の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
 - (5) 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている法人のみ）
 - (6) 前事業年度の収支予算書及び財産目録又はこれらに相当する書類
 - (7) 法人の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
 - (8) 法人の概要（任意様式）
- * 提出書類(1)～(8)については、正本1部、副本4部（複写可）
- * 提出書類(1)～(8)のほか、必要最低限の資料添付可

10 募集要項の配布及び質問票の受付

(1) 配布期間

令和3年7月1日（木）～ 同年7月26日（月） 午前8時30分～午後5時15分
※土日祝日を除く

（配布場所）前橋市保健センター2階 子育て施設課又は本市ホームページ

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kosodateshisetsu/shinseisho/27838.html>

(2) 質問票の受付及び回答

- ①受付期間 令和3年7月1日（木）～同年7月19日（月）
- ②受付方法 質問票に必要事項を記載のうえFAX又は文書により提出すること。
- ③提出先 申請書類の提出先と同じ。
- ④回答期日 令和3年7月26日（月）まで
- ⑤回答方法 全応募法人あてにFAX又は電子メールで回答する。

11 提出先及び提出方法

- (1) 提出先 〒371-0014
前橋市朝日町三丁目36番17号
前橋市子育て施設課施設指導係（前橋市保健センター2階）
- (2) 提出方法 子育て施設課宛に直接提出してください。

12 応募期限

令和3年7月30日（金）

13 選考結果の通知

選考結果は応募した全法人に文書で通知します。通知時期は、令和3年9月中を予定しています。

14 その他

- (1) 提出する書類は、原則A4版で作成してください。また、提出された書類は返却いたしません。
- (2) 応募に関し必要な費用は応募する法人の負担とします。
- (3) 市は提出された書類について、情報公開請求があった場合は、前橋市情報公開条例に基づき個人情報を除いて公開することとします。なお、選考された法人の放課後児童クラブ運営状況調書と前事業年度の収支予算書は非公開とします。

- (4) 提出書類の内容により、追加資料を提出していただくことがあります。
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、現地見学は実施いたしません。

15 申請から運営者決定までの日程

募集要項等の配布	令和3年7月1日(木)～7月26日(月)
質問票の受付	令和3年7月19日(月)まで
申請書類の受付	令和3年7月1日(木)～7月30日(金)
一次審査(書類選考)	令和3年8月上旬～同月中旬(予定)
二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)	令和3年8月中旬～同月下旬(予定)
最終調整	令和3年8月下旬～9月上旬(予定)
運営者の決定	令和3年9月中(予定)

※上記スケジュールについては、現時点のものであり、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により変更となる可能性がございます。変更となる場合は速やかにお知らせいたしますので、ご承知おきください。

16 問い合わせ先

前橋市福祉部子育て施設課 施設指導係

〒371-0014

前橋市朝日町三丁目36番17号

(電話) 027-220-5706 (直通)

(FAX) 027-243-6474

(Eメールアドレス) hoiku@city.maebashi.gunma.jp